高知大学医学部附属病院規則

（平成16年４月１日
規 則 第 239号）

最終改正　令和７年２月７日規則第60号

（趣旨）

第１条　この規則は、法令等に別段の定めがあるもののほか、国立大学法人高知大学組織規則（平成20年４月１日施行）第22条第２項の規定に基づき、高知大学医学部附属病院（以下「病院」という。）に関し必要な事項を定める。

（目的）

第２条　病院は、診療を通じて、医学の教育及び研究を行うことを目的とする。

（病院長）

第３条　病院に、病院長を置く。

２　病院長は、病院の管理、運営をつかさどり、所属職員を監督する。

３　病院長は、医学部附属病院で行われる診療、教育及び研究について、その実施を許可し、実施状況について報告を求め、又は自ら調査し、必要に応じて是正又は停止を命ずることができる。

（副病院長）

第３条の２　病院に、副病院長を置く。

２　副病院長に関し、必要な事項は別に定める。

（診療科）

第４条　病院に、次の診療科を置く。

内科　小児科　精神科　皮膚科　放射線診断科　放射線治療科　外科
乳腺腫瘍外科　心臓血管外科　呼吸器外科　形成外科　麻酔科　産科婦人科
整形外科　眼科　耳鼻咽喉科頭頸部外科　脳神経外科　泌尿器科　歯科口腔外科
病理診断科　緩和医療科　感染症科

２　前項の診療科のうち、内科及び外科は、次の診療部門より構成される。

内科診療部門

胃腸内科　肝・胆膵内科　内分泌・糖尿病内科　腎臓・膠原病内科　血液内科
呼吸器・アレルギー内科　老年病科　循環器内科　脳神経内科　腫瘍内科

外科診療部門

消化器外科　小児外科　臨床腫瘍・内視鏡外科

（科長及び副科長等）

第５条　前条第１項に規定する診療科に、科長及び副科長を置く。ただし、内科の科長にあっては、主任科長及び科長とする。

２　科長は、教授、准教授又は講師のうちから、副科長は、准教授、講師又は助教のうちからそれぞれ病院長が任命する。

３　科長は、当該科の業務を掌理する。

４　副科長は、科長を補佐し、科長に支障があるときは、その職務を代行する。

（部門長及び副部門長）

第５条の２　第４条第２項に規定する診療部門に、部門長及び副部門長を置く。

２　部門長及び副部門長は、教授、准教授、講師又は助教のうちからそれぞれ病院長が任命する。

３　部門長は、主任科長及び科長の命を受け、当該部門の業務を掌理する。

４　副部門長は、部門長を補佐し、部門長に支障があるときは、その職務を代行する。

（医局長）

第６条　第４条第１項に規定する診療科に医局長を置き、准教授、講師又は助教のうちからそれぞれ病院長が任命する。

２　医局長は、科長の命を受け、当該科の運営に関する業務を処理する。

（医長）

第７条　第４条第１項に規定する診療科に外来医長及び病棟医長を置き、准教授、講師又は助教のうちからそれぞれ病院長が任命する。ただし、病理診断科については、外来医長のみを置く。

２　外来医長は、科長の命を受け、当該科の外来患者の診療に関する業務を処理する。

３　病棟医長は、科長の命を受け、当該科の入院患者の診療に関する業務を処理する。

（中央診療施設）

第８条　病院に、中央診療施設として、次の部及びセンターを置く。

検査部

手術部

放射線部

救急部

輸血・細胞治療部

集中治療部

リハビリテーション部

総合診療部

内視鏡診療部

病理診断部

透析部

子どものこころ診療部

臨床遺伝診療部

栄養管理部

周産母子センター

ＰＥＴセンター

がん治療センター

骨盤機能センター

乳腺センター

脊椎脊髄センター

脳卒中センター

糖尿病センター

リウマチセンター

画像下治療（ＩＶＲ）センター

がんゲノム医療センター

心不全センター

２　前項に規定する部及びセンターに、部長又はセンター長（以下「部長等」という。）及び副部長又は副センター長（以下「副部長等」という。）を置く。

３　部長等は、教授、准教授、講師又は医療職員のうちから、副部長等は、教授、准教授、講師、助教又は医療職員のうちからそれぞれ病院長が任命する。

４　部長等は、当該部又はセンターの業務を掌理する。

５　副部長等は、部長等を補佐し、部長等に支障があるときは、その職務を代行する。

６　前項までに定めるもののほか、中央診療施設に関し必要な事項は、別に定める。

（医療安全管理施設）

第８条の２　病院に、医療安全管理施設として、次の部を置く。

医療安全管理部

感染管理部

２　前項に規定する部に、部長及び副部長を置く。

３　部長及び副部長は、教授、准教授、講師又は医療職員のうちからそれぞれ病院長が任命する。

４　部長は、当該部の業務を掌理する。

５　副部長は、部長を補佐し、部長に支障があるときは、その職務を代行する。

６　前項までに定めるもののほか、医療安全管理施設に関し必要な事項は、別に定める。

（診療支援施設）

第８条の３　病院に、診療支援施設として、次のセンター、室及び部（以下「センター等」という。）を置く。

メディカル・サプライセンター

低侵襲手術教育・トレーニングセンター

入退院支援センター

診療情報管理室

地域医療連携室

臨床工学部

２　前項に規定するセンター等に、センター長、室長又は部長（以下「センター長等」という。）及び副センター長、副室長又は副部長（以下「副センター長等」という。）を置く。

３　センター長等は、教授、准教授、講師又は医療職員のうちから、副センター長等は、教授、准教授、講師、助教、医療職員又は事務職員のうちからそれぞれ病院長が任命する。

４　センター長等は、当該センター等の業務を掌理する。

５　副センター長等は、センター長等を補佐し、センター長等に支障があるときは、その職務を代行する。

６　前項までに定めるもののほか、診療支援施設に関し必要な事項は、別に定める。

（チーム）

第８条の４　病院に、特定の目的のために編成されたチームを置くことができる。

２　チームに関し必要な事項は、別に定める。

（薬剤部）

第９条　病院に、薬剤部を置く。

２　薬剤部に薬剤部長及び副薬剤部長を置き、薬剤部長は、当該部の教授、准教授、講師又は医療職員のうちから、副薬剤部長は、当該部の医療職員のうちからそれぞれ病院長が任命する。

３　薬剤部長は、薬剤部の業務を掌理する。

４　副薬剤部長は、薬剤部長を補佐し、薬剤部長に支障があるときは、その職務を代行する。

５　前項までに定めるもののほか、薬剤部に関し必要な事項は、別に定める。

（看護部）

第 10 条　病院に、看護部を置く。

２　看護部に看護部長及び副看護部長を置き、医療職員のうちからそれぞれ選考により選出された者をもって充てる。

３　看護部長は、看護部の業務を掌理する。

４　副看護部長は、看護部長を補佐し、看護部長に支障があるときは、その職務を代行する。

５　前項までに定めるもののほか、看護部に関し必要な事項は、別に定める。

（医療技術部）

第 10 条の２　病院に、医療技術部を置く。

２　医療技術部に、医療技術部長及び医療技術部副部長を置き、医療職員のうちからそれぞれ病院長が任命する。

３　医療技術部長は、医療技術部の業務を掌理する。

４　医療技術部副部長は、医療技術部長を補佐し、医療技術部長に支障があるときは、その職務を代行する。

５　前項までに定めるもののほか、医療技術部に関し必要な事項は、別に定める。

（医療人育成支援センター）

第 11 条　病院に、医療人育成支援センターを置く。

２　医療人育成支援センターに、医療人育成支援センター長及び医療人育成支援センター副センター長を置き、教授、准教授、講師又は医療職員のうちからそれぞれ病院長が任

命する。

３　医療人育成支援センター長は、医療人育成支援センターの業務を掌理する。

４　医療人育成支援センター副センター長は、医療人育成支援センター長を補佐し、医療人育成支援センター長に支障があるときは、その職務を代行する。

５　前項までに定めるもののほか、医療人育成支援センターに関し必要な事項は、別に定める。

（次世代医療創造センター）

第 11 条の２　病院に、次世代医療創造センターを置く。

２　次世代医療創造センターに、次世代医療創造センター長及び次世代医療創造センター副センター長を置き、次世代医療創造センター長は、教授、准教授、講師又は医療職員のうちから、次世代医療創造センター副センター長は、教授、准教授、講師、医療職員又は事務職員のうちからそれぞれ病院長が任命する。

３　次世代医療創造センター長は、次世代医療創造センターの業務を掌理する。

４　次世代医療創造センター副センター長は、次世代医療創造センター長を補佐し、次世代医療創造センター長に支障があるときは、その職務を代行する。

５　前項までに定めるもののほか、次世代医療創造センターに関し必要な事項は、別に定める。

（病院機能強化戦略推進室）

第 11 条の３　病院に、病院機能強化戦略推進室を置く。

２　病院機能強化戦略推進室に、病院機能強化戦略推進室長及び病院機能強化戦略推進室副室長を置き、教授、准教授、講師又は医療職員のうちからそれぞれ病院長が任命する。

３　病院機能強化戦略推進室長は、病院機能強化戦略推進室の業務を掌理する。

４　病院機能強化戦略推進室副室長は、病院機能強化戦略推進室長を補佐し、病院機能強化戦略推進室長に支障があるときは、その職務を代行する。

５　前項までに定めるもののほか、病院機能強化戦略推進室に関し必要な事項は、別に定める。

（医療ＤＸセンター）

第 11 条の４　病院に、医療ＤＸセンターを置く。

２　医療ＤＸセンターに、医療ＤＸセンター長及び医療ＤＸセンター副センター長を置き、教授、准教授、講師又は医療職員のうちからそれぞれ病院長が任命する。

３　医療ＤＸセンター長は、医療ＤＸセンターの業務を掌理する。

４　医療ＤＸセンター副センター長は、医療ＤＸセンター長を補佐し、医療ＤＸセンター長に支障があるときは、その職務を代行する。

５　前項までに定めるもののほか、医療ＤＸセンターに関し必要な事項は、別に定める。

（臨床研究教育・人材育成センター）

第11条の５　病院に、臨床研究教育・人材育成センターを置く。

２　臨床研究教育・人材育成センターに、臨床研究教育・人材育成センター長及び臨床研究教育・人材育成センター副センター長を置き、教授、准教授、講師又は医療職員のうちからそれぞれ病院長が任命する。

３　臨床研究教育・人材育成センター長は、臨床研究教育・人材育成センターの業務を掌理する。

４　臨床研究教育・人材育成センター副センター長は、臨床研究教育・人材育成センター長を補佐し、臨床研究教育・人材育成センター長に支障があるときは、その職務を代行する。

５　前項までに定めるもののほか、臨床研究教育・人材育成センターに関し必要な事項は、別に定める。

（解任）

第11条の６　病院長は、第５条第１項、第５条の２第１項、第６条第１項、第７条第１項、第８条第２項、第８条の２第２項、第８条の３第２項、第９条第２項、第10条の２第２項、第11条第２項、第11条の２第２項、第11条の３第２項、第11条の４第２項及び第11条の５第２項に掲げる科長、副科長、部門長、副部門長、医局長、外来医長、病棟医長、部長、副部長、センター長、副センター長、室長、副室長等（以下「部科長等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、部科長等を解任することができる。

(1)　心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)　職務上の義務違反があるとき。

(3)　前２号のほか、部科長等たるに適しないと認められるとき。

２　病院長は、前項の規定により部科長等を解任したときは、その理由を明らかにしなければならない。

（病院運営委員会）

第 12 条　病院の運営に関し重要事項を審議するため、高知大学医学部附属病院運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

２　運営委員会については、別に定める。

（病院企画・運営会議）

第 13 条　病院長の補佐機関として、病院企画・運営会議を置く。

２　病院企画・運営会議については、別に定める。

（雑則）

第 14 条　この規則に定めるもののほか、病院の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成 16 年４月１日から施行する。

附　則　（抄）

第１条　この規則は、平成 16 年５月 26 日から施行し、平成 16 年５月 11 日から適用する。

附　則

この規則は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則（平成 19 年６月 12 日規則第 13 号）

この規則は、平成 19 年６月 12 日から施行し、平成 19 年４月１日から適用する。

附　則（平成 20 年３月 26 日規則第 127 号）

この規則は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則（平成 20 年６月 20 日規則第 23 号）

この規則は、平成 20 年６月 20 日から施行する。

附　則（平成 21 年３月 10 日規則第 82 号）

この規則は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則（平成 21 年４月 14 日規則第１号）

この規則は、平成 21 年４月 14 日から施行し、平成 21 年４月１日から適用する。

附　則（平成 23 年３月８日規則第 83 号）

１　この規則は、平成 23 年４月１日から施行する。

２　高知大学医学部附属病院特殊診療施設内規は、廃止する。

附　則（平成23年９月13日規則第26号）

この規則は、平成23年10月１日から施行する。

附　則（平成24年２月７日規則第56号）

この規則は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月13日規則第120号）

この規則は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成24年６月12日規則第17号）

この規則は、平成24年６月12日から施行し、平成24年６月１日から適用する。

附　則（平成25年２月12日規則第70号）

この規則は、平成25年３月１日から施行する。

附　則（平成25年４月９日規則第10号）

この規則は、平成25年５月１日から施行する。

附　則（平成25年５月14日規則第18号）

この規則は、平成25年６月１日から施行する。

附　則（平成25年11月12日規則第51号）

この規則は、平成25年12月１日から施行する。

附　則（平成27年３月10日規則第106号）

この規則は、平成27年３月10日から施行し、平成26年４月１日から適用する。

附　則（平成27年９月15日規則第19号）

この規則は、平成27年10月１日から施行する。

附　則（平成28年１月12日規則第58号）

この規則は、平成28年２月１日から施行する。

附　則（平成28年３月８日規則第119号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成28年５月24日規則第４号）

この規則は、平成28年６月１日から施行する。

附　則（平成28年９月13日規則第24号）

この規則は、平成28年10月１日から施行する。

附　則（平成29年３月14日規則第84号）

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成30年５月８日規則第12号）

この規則は、平成30年６月１日から施行する。

附　則（平成30年７月10日規則第24号）

この規則は、平成30年７月10日から施行し、平成30年６月１日から適用する。

附　則（平成31年３月12日規則第79号）

この規則は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月27日規則第97号）

この規則は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（平成31年４月17日規則第２号）

この規則は、令和元年６月１日から施行する。

附　則（令和元年５月28日規則第16号）

この規則は、令和元年６月１日から施行する。

附　則（令和元年８月23日規則第28号）

この規則は、令和元年９月１日から施行する。

附　則（令和２年11月20日規則第13号）

この規則は、令和２年12月１日から施行する。

附　則（令和３年１月21日規則第19号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年６月19日規則第７号）

この規則は、令和３年７月１日から施行する。

附　則（令和３年７月16日規則第13号）

この規則は、令和３年８月１日から施行する。

附　則（令和３年９月28日規則第37号）

この規則は、令和３年10月１日から施行する。

附　則（令和３年８月17日規則第16号）

この規則は、令和３年11月１日から施行する。

附　則（令和４年６月22日規則第22号）

この規則は、令和４年７月１日から施行する。

附　則（令和４年７月22日規則第24号）

この規則は、令和４年８月１日から施行する。

附　則（令和６年３月 18 日規則第 69 号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年６月 26 日規則第９号）

この規則は、令和６年７月１日から施行する。

附　則（令和６年７月 18 日規則第 20 号）

この規則は、令和６年８月１日から施行する。

附　則（令和６年８月 26 日規則第 30 号）

この規則は、令和６年９月１日から施行する。

附　則（令和７年２月７日規則第 60 号）

この規則は、令和７年３月１日から施行する。